

地域支えあい生活支援商品券配布事業（第7弾）取扱店募集要項

1. 趣旨

麻績村が実施する地域支えあい生活支援商品券において、村が発行する商品券の取扱店を募集するため、必要な事項について定める。

2. 取扱店の募集受付期間

令和8年4月2日（木）～令和8年4月17日（金）

3. 商品券の利用期間

令和8年5月1日（金）～令和8年12月31日（木）

4. 発行商品券

30,000円（1,000円×10枚を3冊分 全村民に配布）

5. 商品券の利用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (5) その他、村が適当でないと認めたもの

6. つり銭

つり銭は出さないものとする。

7. 取扱店の応募資格

商品券を取り扱うことのできる取扱店は麻績村内の事業所等とする。

なお、商品券の換金を次に掲げる麻績村内の協力金融機関で行うため、協力金融機関に預金口座がない取扱店は、予め開設していただくものとする。

<協力予定金融機関>

- (1) 松本ハイランド農協 麻績支所
- (2) 松本信用金庫 筑北支店

8. 申込方法

麻績村地域支えあい生活支援商品券（第7弾）取扱店加入申込書（別紙）に所定の事項を記入し、郵送、FAX、持込み等により村へ提出するものとする。

複数の支店・店舗がある場合は、各支店・店舗単位で登録をするものとする。

9. 取扱店の費用負担

取扱店の登録にかかる費用は無料とする。また、利用済み商品券の換金にかかる金融機関への手数料は無料とする。

10. 商品券の換金

- (1) 換金は、月に1回、取扱店の指定する松本信用金庫筑北支店又は松本ハイランド農協麻績支所の口座に入金するものとする。
- (2) 換金の請求は、令和8年5月1日（金）～令和9年1月20日（水）とする。
- (3) 商品券の盗難、紛失、滅失等に対し、発行者は一切の責を負わないこととする。

11. 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 村が配布する商品券取扱店表示等の普及啓発品を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判断できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに村に連絡すること。
- (5) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び販売をしてはならない。
- (7) 商品券を、事業者間取引にともなう代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (8) 村は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。

12. 取扱店の周知

- (1) 商品券送付時に取扱店の一覧を同封する。
- (2) 麻績村ホームページに掲載
- (3) その他

13. 取扱店資格の喪失

村は、本要項11に定める行為に違反する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

14. 届け出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに村へ届け出るものとする。

15. 取扱店説明会

第6弾おみぽん商品券と取り扱い、換金手続き等は同様であるため、説明会は実施しない。

不明な点については、下記問い合わせ先が個別対応するものとする。

16. 問い合わせ先

〒399-7701 麻績村麻3837

麻績村役場村づくり推進課

電話 0263-67-3001（代表） 0263-67-4851（直通）

FAX 0263-67-3094